

協議事項3 環境保全目標の設定について

1 現行の法基準及び現施設の公害防止基準

項 目	現 行 の 法 基 準	現 施 設 の 基 準
ばいじん※1	処理能力4t/h以上 : 0.04/Nm ³	処理能力4t/h以上 : 0.02/Nm ³
塩化水素※1	430ppm	430ppm以下
硫黄酸化物	K値＝17.5※3	K値＝17.5以下
窒素酸化物※1	250ppm	250ppm以下
ダイオキシン類	処理能力4t/h以上 : 0.1ng-TEQ/Nm ³	1ng-TEQ/Nm ³ 以下
一酸化炭素※2	30ppm※4	50ppm以下
水銀※5	30 μg/Nm ³ (既存施設は50 μg/Nm ³)	－
ダイオキシン類含有濃度(焼却灰、集じん灰)	3ng-TEQ/Nm ³	3ng-TEQ/Nm ³ 以下
溶出基準(集じん灰)	アルキル水銀化合物 : 不検出	同左
	水銀またはその化合物 : 0.005mg/L以下	同左
	カドミウムまたはその化合物 : 0.3mg/L	カドミウムまたはその化合物 : 0.3mg/L以下
	鉛またはその化合物 : 0.3mg/L	鉛またはその化合物 : 0.3mg/L以下
	六価クロムまたはその化合物 : 1.5mg/L	六価クロムまたはその化合物 : 1.5mg/L以下
	ひ素またはその化合物 : 0.3mg/L	ひ素またはその化合物 : 0.3mg/L以下
	セレンまたはその化合物 : 0.3mg/L	セレンまたはその化合物 : 0.3mg/L以下

※1: 残存酸素濃度12%換算値

※2: 残存酸素濃度12%換算値の4時間平均値

※3: 地域によって異なる。(くりにんセンターの所在地である帯広市を含め、十勝管内はすべての区域の規制値は17.5)

※4: 「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」における基準

※5: 平成30年4月から施行

2 他自治体の自主基準設定状況の調査

調査項目のイメージ

調 査 項 目 (案)	調 査 内 容 (案)
排ガス	ばいじん 塩化水素(HCL) 硫黄酸化物(SO _x) 窒素酸化物(NO _x) ダイオキシン類 一酸化炭素 水銀 その他
排水	カドミウム シアン化合物 有機燐化合物 鉛 六価クロム 水銀 水素イオン濃度 浮遊物質 大腸菌群数 その他
騒音・振動	時間帯ごとの騒音・振動基準値
悪臭	アンモニア メチルメルカプタン 硫化水素 硫化メチル トリメチルアミン アセトアルデヒド その他



※法基準より厳しい項目を設定している場合は、その理由等のについても調査します。

本議題は平成31年度の議題とします。